

2 小矢部地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区	
		低層専用住宅A地区	低層専用住宅B地区
(1)	建築物の用途の制限	一戸建ての住宅、診療所兼用住宅(診療所併用住宅を含み、患者の収容施設を有するものは除く。)及びこれらに附属するもの	一戸建ての住宅、診療所兼用住宅(診療所併用住宅を含み、患者の収容施設を有するものは除く。)及びこれらに附属するもの
(2)	建築物の容積率の最高限度		
(3)	建築物の建蔽率の最高限度		
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	135平方メートル	150平方メートル
(5)	壁面の位置の制限	<p>1メートル。ただし、建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 隣地境界線に面する外壁等で窓等の開口部を設けないもの又は窓等の開口部に目隠し等を設けたもので、かつ、当該外壁等の隣地境界線からの後退距離が0.5メートル以上であるもの</p> <p>イ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合</p>	<p>1メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 隣地境界線に面する建築物の1階にある外壁等で窓等の開口部を設けないもの又は窓等の開口部に目隠し等を設けたもので、かつ、当該外壁等の隣地境界線からの後退距離が0.75メートル以上であるもの</p> <p>イ 隣地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下で、かつ、当該外壁等の隣地境界線か</p>

		計が5平方メートル以内であるもの ウ 附属建築物の自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が7.5平方メートル以内であるもの	らの後退距離が0.5メートル以上であるもの ウ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの エ 附属建築物の自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が7.5平方メートル以内であるもの
(6)	建築物の高さの最高限度	軒の高さは地盤面から7メートル(地階を除く階数は2以下とする。)	軒の高さは地盤面から7メートル(地階を除く階数は2以下とする。)
(7)	建築物の形態又は意匠の制限		
(8)	へい等の構造の制限	へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの	へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの